

第六世代税理士用電子証明書の取得の流れ



税理士認証カード（赤色のICカード）

第六世代税理士用電子証明書の申請に必要です。お手元にご準備ください。

日税連ホームページから「第六世代税理士用電子証明書 管理ツール」をダウンロードし、パソコンにインストールしてください。

有効な第五世代税理士用電子証明書または
マイナンバーカードをお持ちの場合

左記に該当しない場合

オンライン申込み

第五世代税理士用電子証明書 (紫色のICカード)



※第五世代電子証明書を利用
した申込みは令和8(2026)
年3月31日までです

マイナンバーカード



※(別紙3)Q10を
ご確認ください

管理ツールを起動後、税理士認証カードでログインし、第五世代税理士用電子証明書またはマイナンバーカードを使用してオンラインによる申込みを行ってください。

書面申込み

利用申込書等+公的書類
を郵送で提出する方

<申込者全員必要なもの>

- ①利用申込書
- ②印鑑登録証明書
- ③住民票の写し等

管理ツールから利用申込書(①)を印刷後、必要事項を記入・実印を押印のうえ公的書類(②③)を添付し日税連に提出してください。

申込データ・申込書類について認証局の審査を実施 ※申込状況により審査期間は変動します

電子証明書の発行(リモート署名登録)

申込内容に不備がなければ認証局の審査が完了し、電子証明書の発行が可能となります。
管理ツールからリモート署名登録を行い、第六世代税理士用電子証明書の発行手続を完了してください。
※審査の進捗状況及び審査結果は、管理ツールから確認が必要です (別紙3)Q11参照

マイナンバーカードの利用登録【推奨】

第六世代税理士用電子証明書の発行後、マイナンバーカードを利用登録することで、税理士認証カードの万が一の破損・紛失に備えることができます。管理ツールから利用登録を行ってください。
※税理士認証カードは税理士本人を証明するためのもので、税理士会員一人1枚の発行となります

手続完了

第六世代税理士用電子証明書をe-Tax等に登録後、税理士認証カードを使って電子署名が可能です。

※第六世代税理士用電子証明書の取得に必要な各種マニュアルは別途準備しています